

# 上越市特別の理由による 任意予防接種費用の助成のお知らせ

骨髄移植手術等により、接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減および感染症予防のため、再接種費用を助成します。事前の手続きが必要ですので、こども家庭センターまでお問い合わせください。

## ◆対象者 次の①～③のいずれにも該当する人

- ①骨髄移植手術その他の理由により、接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- ②助成対象予防接種の接種日において、市内に住所を有すること
- ③接種を受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること

## ◆助成の対象となる予防接種 次の①～③のいずれにも該当するもの

- ①予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものであること
- ②使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
- ③①の予防接種のうち、五種混合・四種混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌については下記の年齢に達するまで、それ以外の予防接種については20歳に達するまでの間の接種であること

・五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ）…	15歳
・四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）…	15歳
・BCG（結核）…	4歳
・ヒブ…	10歳
・小児用肺炎球菌…	6歳

## ◆助成金額

予防接種にかかった費用

ただし、上越市個別予防接種委託医療機関への委託料金を上限とします

## ◆手続き方法 裏面をご確認ください。

申請・お問い合わせ先

上越市役所こども家庭センター

住所：〒943-8601 上越市木田 1-1-3

電話：025-520-5843（直通）

## ◆手続き方法

### 1. 事前申請

- ①再接種を受ける前に、こども家庭センターへお問い合わせください。
- ②こども家庭センターから「上越市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」と「上越市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書」を送付します。
- ③申請書に必要事項を記入してください。理由書は、医師から必要事項を記入してもらってください。
- ④必要事項を記入した申請書と理由書に、母子健康手帳（骨髄移植手術その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該履歴が確認できるものの写しを添えてこども家庭センターへ提出してください。



### 2. 助成認定

こども家庭センターで申請を受付後、助成の認定を行い「上越市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を発行し送付します。

※不認定の場合は、「上越市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定却下通知書」を送付します。



### 3. 再接種

医療機関（国内に所在するものに限り）で再接種を受けます。接種費用については、いったん全額自己負担でお支払ください。その際、領収書と、接種に使用した予診票を医療機関から受け取ってください。助成の申請に必要となります。



### 4. 接種費用の助成申請

事前申請した予防接種の接種日から1年以内に、下記の書類を提出してください。

- 上越市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
- 予防接種実施医療機関の領収書の原本  
（接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が記載されたもの）
- 予防接種予診票（接種時に使用し、接種医及び保護者の署名等の必要事項が記載されているもの）  
又は当該履歴が確認できるものの写し



### 5. 助成金の交付認定・支給

こども家庭センターで申請を受付後、助成金交付の審査を行い、「上越市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付決定通知書」を発行し送付します。その後、助成金を支給します。

## ◆その他

この助成は平成29年12月1日から実施し、事前申請を原則としていますが、実施日以前に再接種を行った人も対象になる場合があります。こども家庭センターへお問い合わせください。